

返戻金制度

第 5 条 保証

採用された人材が入社後 3 ヶ月以内に退社又は職務を果たさない場合、乙は報酬を以下の通り甲に返金するものとする。

当該人材が雇用から 1 ヶ月以内に退社した場合： 料金の 80%

当該人材が雇用から 3 ヶ月以内に退社した場合： 料金の 50%

当該人材が雇用から 6 ヶ月以内に退社した場合： 料金の 20%

以上